

工作物石綿事前調査者講習実施機関の登録事項の変更について

次の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 16 条の 8 の規定により登録事項の変更の届出があったので、同規程第 18 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 奈安石工第 1 号
登録教習機関の名称 公益社団法人 奈良県労働基準協会

【変更事項】

	変更前	変更後
代表者の氏名	会長 植田 良壽	会長 森島 和洋

変更年月日 令和 7 年 6 月 11 日

令和 8 年 4 月 16 日

奈良労働局長

